7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い
　6(1)①の認定（6(1)①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請することができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、6(1)①の認定を受けていない構成員が6(1)①の認定を受けることが必要である。
　なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、6(1)①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに6(1)①の認定を受けていないとき又は6(1)①の一般競争参加資格がないとの認定（6(1)①の局長が別に定める手続における一般競争参加資格が無いとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。
8　資格審査結果の通知
　「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。
9　資格の有効期間
　特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。
10　その他
(1)　特定建設工事共同企業体の名称は、「北千葉道路松崎高架橋上部その２工事○○・△△特定建設工事共同企業体」とする。
(2)　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

# 招　請

## 資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。
平成22年11月８日
国立大学法人東京医科歯科大学
学長　大山　喬史

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13
**○第２号**
1　調達内容
(1)　品目分類番号　14
(2)　導入計画物品及び数量　病院情報管理システム　一式
(3)　調達方法　借入
(4)　導入予定時期　平成24年度５月以降
(5)　調達に必要とされる基本的な要求要件
A　本システムは医事会計システム、診療情報システム、部門サブシステムから構成される。
B　本システムには以下のシステムとサブシステムが含まれる。システムとしては、セキュリティ及びユーザー管理システム、オーダリングシステム及び予約システム、医用画像を含めた診療情報参照システム、診療記録データベースシステム、入院並びに外来における病名、処置入力システムが含まれ、サブシステムとしては歯科総合診療部、診療支援、看護支援、病棟管理、薬剤部、検査部、輸血部門、歯科放射線外来部門、歯科技工部、歯科材料管理、中央材料室、栄養が含まれる。
C　本システムは、保険算定チェックシステム、カルテ管理システム、歯科麻酔科外来・手術室モニタリングシステム（統合型患者自動監視システム）、放射線画像管理システムへの接続および管理機能を有するものとする。
D　歯学部附属病院情報管理システムは、診療情報の電子媒体保存（いわゆる電子カルテ）とし、真正性、見読性、保存性を満たすとともに、厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（平成22年２月改定）」を遵守すること。診療行為は、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」に従って記載されるものとする。また診療報酬請求に関しては、算定チェック機能を通じて適正な請求が行われ、オンライン・レセプト請求（レセ電算）が可能であること。
E　現有の医療情報システムに蓄積された診療情報および医事会計に関するデータは全てこのシステムに移行すること。
F　本システムは24時間自動運転及び無人運転が行え、且つ迅速なレスポンスを確保できる性能を有すること。またシステムの適切な保守体制を有し、システム障害対策がなされていること。
2　資料及びコメントの提供方法　上記１(2)の物品に関する一般的な参考資料及び同(5)の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。
(1)　資料等の提供期限　平成22年12月９日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）
(2)　提供先　〒113―8549　東京都文京区湯島１－５－45　東京医科歯科大学歯学部総務課用度掛　坂口　奈美　電話03―5803―5410
3　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。
(1)　交付期間　平成22年11月８日から平成22年12月９日まで。
(2)　交付場所　上記２(2)に同じ。
4　説明会の開催　本公表に基づく導入説明会を開催する。
(1)　開催日時　平成22年11月11日11時00分
(2)　開催場所　東京医科歯科大学歯学部会議室（歯科研究棟７階）
5　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。
6　Summary
(1)　Classification of the products to be procured : 14
(2)　Nature and quantity of the products to be rent : Nature and quantity of the products to be rent : Integrated Hospital Information System 1 Set
(3)　Type of the procurement : Rent
(4)　Basic requirements of the procurement :
A　An Integrated Hospital Information System for the University Dental Hospital. This system consists of a hospital accounting system, a clinical informatic system, and several subsystems for clinical service.
B　The clinical information system must include the following functions : security and user capability, order entry and booking, clinical browsing utility for whole medical records including clinical image, database management for medical records on patient care, supporting environment for in-patients and out-patients treatment, and subsystems for initial diagnosis department, supporting clinical treatment and nursing, in-patients management, pharmacy, clinical laboratory, blood transfusion department, dental radiology, dental laboratory, material supplies and meal.
C　The clinical information system has an ability to interconnect with and to manage the following subsystems which were acquired apart from this procurement : insurance claims verification, operation room management, clinical chart management, administrative accounting system, radiology information system and automatic intelligent patient's vital sign record system.
D　The clinical information system can be used as a electric medical record without the usage of paper and must be satisfy "assurance of authenticity, visual readability and storage property" so that records must be described to observe in charge facility and insurance doctors in charge of medical care (1957 Ministry of Health and Welfare Ordinance No.15). The clinical information system must be satisfied the guideline (ver. 4.0) of the safety management of medical information system (Feb. 2010 : Ministry of Health, Labour and Welfare). The clinical records must be check and revise according to the account checking system for insurance. Also the request to the insurance service can be made on-line system.